

タイトル	アルコールを身体に保有した状態でスマートフォンの画面を注視しながら自動車を運転し、歩行者四名に衝突して三名を死亡、一名を負傷させた事案について、危険運転致死傷罪の成立を認め懲役二二年を言い渡した原判決を維持し控訴を棄却した事例（小樽飲酒ひき逃げ事件控訴審判決）
著者	神元，隆賢；KANMOTO, Takayoshi
引用	北海学園大学法学研究，51(4)：701-713
発行日	2016-03-31

〈判例研究〉 アルコールを身体に保有した状態でスマートフォン画面を注視しながら自動車運転し、歩行者四名に衝突して三名を死亡、一名を負傷させた事案について、危険運転致死傷罪の成立を認め懲役二二年を言い渡した原判決を維持し控訴を棄却した事例（小樽飲酒ひき逃げ事件控訴審判決）

札幌高裁平成二七年一二月八日判決

（事件番号不明…道路交通法違反、過失運転致死傷（変更後の主位的訴因 危険運転致死傷、道路交通法違反）（予備的訴因 道路交通法違反、過失運転致死傷）被告事件
（判例集未登載）

神 元 隆 賢

【事実の概要】

平成二六年七月一三日午後四時二八分頃、北海道小樽市銭

函の海水浴場近くの見通しの良い直線道路上（南北道路、幅員四・七メートル、歩車道の区別なし、衝突地点の約一六〇メートル手前から被害者らを認識可能）において、被告人運

料 転の普通乗用車が時速約五〇ないし六〇kmで南進中、スマートフォンを取り出して約一五秒ないし二〇秒程度、顔を真下に向けてスマートフォン画面を注視してLINE（ソーシャル・ネットワーキング・サービスのアプリケーション）を立ち上げようと操作を続け、途中二回にわたり顔を一秒程度上げたものの前方の安全を確認しなかったところ、左前方を二列に固まって南に歩行していた被害者A（当時三〇歳）、被害者B（当時二九歳）、被害者C（当時二九歳）、被害者D（当時三〇歳）に気付かないまま、同人らに自車左前部を衝突させ、同人らをはね飛ばして路上に転倒させ、A・B・Cを死亡、Dを負傷（加療約一年間を要する右大腿骨骨幹部骨折、頸椎骨折等）させた。被告人は、車両の運転を停止してA・B・C・Dを救護する等の措置を講じず、かつ、その事故発生の日時及び場所等を直ちに最寄りの警察署の警察官に報告せず逃走した。その後、被告人は友人複数に電話で事故を起こしたと相談し、近くのコンビニエンスストアでたばこを購入後、事故から約一七分後に自ら一〇番通報し、現場から約七〇メートル離れた路上で警察官に発見された。被告人は警察官から職務質問、任意の事情聴取を受け、事故翌日に通常逮捕された。

事故発生前、被告人は、事故前日の正午頃に起床して夜間勤務を終え、睡眠をとらずに、事故当日の午前四時三〇分頃にビーチに到着し、その後、正午過ぎ頃までの七時間半近くにわたって、つまみを口にするともなく、分かっているだけでも生ビール中ジョッキ四杯、三五〇mlの缶酎ハイ四、五缶、焼酎のお茶割り一杯といった酒を断続的に飲み続け、泥酔して二時間程度寝込んでしまい、目を覚ましてからも、シャワーを浴びた後の着替えがないという理由で、客席からも見える海の家の厨房内に下半身も露わになった全裸のまま入り、店の関係者から注意されるなど、第三者から見ても、まだ酒が残って酔っていると窺われるような行動をとっていた。最後に酒を飲んでから四時間半程度経過した運転開始直前の時点においても、被告人自身の感覚として、「まだ二日酔いのような状態であり、体もだるく、目もしょぼしょぼするなど、体に酒が残っている感覚」があった。さらに事故から四四分後の段階で、被告人の体内から呼気一ℓ当たり〇・五五mgのアルコールが検出された。

以上の事案につき、札幌地検は当初、過失運転致死傷罪（自動車運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（以下「自動車運転死傷行為処罰法」）第五条）、ひき逃げ運転

における救護義務違反罪（道路交通法（以下「道交法」）第七条第一項前段、同法第一一七条第二項）、同報告義務違反罪（道交法第七二条第一項後段、同法第一一九条一項一〇号）、酒酔い運転罪（道交法第六五条第一項、同法第一一七条の二第一号）を訴因として公訴提起した。これに対し、被害者の遺族らによる被害者連絡会は、より重い危険運転致死傷罪（自動車運転死傷行為処罰法第二条一号、酩酊運転致死傷罪）の適用を求めて署名活動を展開し、札幌地検に訴因変更を要請したうえ、同趣旨の上申書を最高検にも提出した。集まった署名は二か月で約七四、〇〇〇名に至った^①。その後、札幌地検は、危険運転致死傷罪、救護義務違反罪、報告義務違反罪に訴因変更し、さらに過失運転致死傷罪、救護義務違反罪、報告義務違反罪、酒酔い運転罪を予備的訴因として追加した^②。求刑は危険運転致死傷罪等の主位的訴因につき懲役二二年、過失運転致死傷罪等の予備的訴因につき懲役一四年であった。

一方、被告人及び弁護人は、被告人が事故当時、身体にアルコールを保有した状態であったことについては争わなかったものの、被告人は普段酒を飲んでいないときにもスマートフォンを操作するなどしてよそ見をしながら運転することが

あり、本件事故の原因となったよそ見運転もアルコールの影響によるものではないから、過失運転致死傷罪、救護義務違反罪、報告義務違反罪及び酒酔い運転罪を適用すべきで、量刑も懲役九年が相当であると主張した。

これにつき、原判決（札幌地判平成二七年七月九日（判例集未登載）^③）は、被告人が運転時に相当程度の酩酊状態にあったことを認めたとうえで、スマートフォン画面を注視して下を向き続けている運転行為は「よそ見」と次元が異なる危険さやあまりない異常な運転で、このような著しい注意力の減退や判断力の鈍麻は、常識的にみてアルコールの影響によるものとしか考えられず、被告人が普段からスマートフォンを操作するなどしてよそ見運転をしていたとの主張も、「普段」と本件事故の道路等の前提条件や運転の具体的態様等の条件が同一でないから比較の意味に乏しく、「仮に、被告人が本件事故の直後、事故の原因が酒ではなく普段の『よそ見』と同じだと考えていたというのであれば、その判断自体がまさにアルコールの影響で相当鈍っているとしか言いようがないし、今も同じだと考えているとなると、運転とは名ばかりの行為を運転と言うに等しく、常軌を逸している。いずれにしても、今回の異常な運転におけるアルコールの影響を否定する理由

料 になるとは全く考えられない。」と厳しく断じ、酩酊運転による死傷結果の発生を認め、危険運転（酩酊運転）致死傷罪を適用し、量刑を懲役二年とした。

これに対し、弁護人は、本件事案では危険運転致死傷罪ではなく過失運転致死傷罪が成立に過ぎないから、この点につき事実誤認（刑訴法第三八二条）、法令適用の誤り（刑訴法第三八〇条）、訴訟手続の法令違反（刑訴法第三七九条）があり、さらに危険運転致死傷罪が成立するとしても、原判決は量刑不当（刑訴法第三八一一条、第三八二条の二）であると主張し、原判決破棄を求めて控訴した。主な争点は以下の三点である。

第一は、被告人が事故前に相当量のアルコールを身体に保有していたこと自体は疑いないものの、本件運転行為がたして自動車運転死傷行為処罰法第二条一号の「アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為」、いわゆる酩酊運転に該当していたかという点である。

原判決は、事故前後の状況を参照し、「酒の影響による体調の変化を本人が自覚するほど被告人に酔いが残っていた」などとして、被告人のアルコール保有の程度が酩酊運転に至っ

ていたことを認めた。

これに対し、弁護人は控訴趣意書において、被告人が身体にアルコールを保有していたとは言えるものの、運転時において「相当程度の酩酊状態」にあったとは言えないと主張した。これに関連し、被告人が事故前に客席からも見える海の家の厨房内に下半身も露わになった全裸のままが入ったとの前掲事実については、自分の服がシャワー後に第三者に仕舞われてどこにあるか分からなかったためであり、酔っていたから見つけられなかったのではなく、下半身をことさら誇示するような行動をしている訳でもないと主張した。さらに、運転開始直前の「二日酔いのような状態」との被告人の前掲供述については、二日酔いとは酔いの程度が飲酒時と変わらないことを意味するものではなく、飲酒後に酔いが覚めつつあつて頭痛、吐き気、倦怠感などの不快な付随的症狀が残っていることを言うに過ぎず、二日酔いの症状はあるが酔いは覚めていたと主張した。

一方、検察官は、弁護人の主張に対し、答弁書において「酒酔いの程度について原判決は運転前の状況のみならず、飲酒検知の結果、事故直後の被告人の言動等も総合考慮して判断している」と主張した。これに関連し、海の家の厨房内に下

半身も露わになった全裸のまま入ったとの前掲事実については、しかしながら満員の海の家の客席から被告人の全裸の姿が見えるのは明らかで、再度水着を着てから服のありかを聞くなりすれば良いにもかかわらず、あえて全裸のまま厨房に立ち入ったのであるから、酒の影響で常識的な判断ができない状態であったことは明らかであると主張した。さらに、運転開始直前の「二日酔いのような状態」との被告人の前掲供述については、被告人は前日から一睡もせず長時間にわたる相当量の飲酒を続け、泥酔して二時間程度寝たのみであって、酔いが覚めていたとの状況にはないと主張した。

第二は、被告人が酩酊運転に「よって、……人を死亡させた」と言えるかという点である。酩酊運転致死傷罪の成立を認めるためには、行為者の運転行為が酩酊運転であっただけでは足りず、さらに酩酊運転と死傷との因果関係をも肯定しなければならぬ。そこで本件では、被害者四名を死傷させるに至った、約一五秒ないし二〇秒程度、顔を真下に向けてスマートフォン画面を注視しての運転が、アルコールの影響によるものと言えるかが問題となる。

原判決は、「被告人がこれほどまでに異常な運転をしたのは、表面的にはスマートフォン操作に熱中したことによる

ものであるが、それは、とりもなおさず、運転をする者の務めとして常に前方の安全を確認しながら車を走行させなければならぬという最も基本となる注意力や判断力をほぼゼロに等しいくらいに失っていたからにはかならない。……このような単なる油断では説明の付かないような著しい注意力の減退や判断力の鈍麻は、常識的に見て、まさにその酒の影響によるものとしたか考えられない。」などとして、被告人のいわゆる「ながらスマホ」運転をアルコールの影響によるものと認め、よって酩酊運転と死傷との因果関係を認めた。前掲最決平成二十三年一〇月三十一日は、被告人が飲酒のうえ、前方を向いていれば被害車両に衝突の約九秒前から認識できる状況において、八秒程度まで被害車両の存在に気づかず自らを走行させて追突させ被害者を死傷させた事案について、「被告人は、……正常な状態にある運転者では通常考え難い異常な状態で自車を走行させていたというほかない。そして、被告人が前記のとおり飲酒のため酩酊状態にあったことなどの本件証拠関係の下では、被告人は、飲酒酩酊により上記のような状態にあったと認定するのが相当である。」として、酩酊運転致死傷罪の成立を認めた。すなわち、一定量のアルコールを体内に保有し、かつ異常な前方不注視の運転を長時間継

料 資
続して死傷の結果を発生させた場合について、このような前方不注意はそもそも飲酒酩酊していなければあり得ないとして、酩酊運転致死傷罪の成立を認めたが、原判決はこの判断枠組みを踏襲したのである。

これに対し、弁護人は控訴趣意書において、原判決は前掲最決平成二三年一〇月三十一日の判断枠組みを使って事実認定を行おうとしたものの、事実誤認を犯していると主張し、その根拠として主に以下の点を挙げた。第一は、運転時において被告人の酔いは覚めており、酩酊運転に至っていないとした上掲の点である。第二は、被告人は日頃から「ながらスマホ」運転を行っていた可能性を排除できず、アルコールの影響によるものとは言えないとした点である。さらに弁護人は、被告人は日頃から「とんでもない運転」をしているのであって、本件事故当時だけ、それもアルコールの影響だけによって「とんでもない運転」をした訳ではないとし、これまでは「たまたま幸運であった」に過ぎなかったから事故を惹起せずに済んでいただけでであると主張した。第三は、被告人の「よそ見」の一五秒から二〇秒という時間は検察官の誘導的質問によりなされた感覚的・主観的な供述であって確実なものではなく、実際には四、五秒程度「よそ見」してから顔

を上げ、再び「よそ見」する動作を二回繰り返しており、継続した「よそ見」の時間は四、五秒程度に過ぎず、酩酊状態が理由としか考えられない運転態様の異常性は認められないとした点である。その上で、四、五秒程度のよそ見との主張を前提に、飲酒のうえ、前方を向いていれば被害車両に衝突の約九秒前から認識できる状況において、八秒程度まで被害車両の存在に気づかず自転車を約一〇〇kmで走行させて追突させ被害者らを死傷させた事案について、危険運転致死傷罪の成立を認めた前掲最決平成二三年一〇月三十一日と比較するならば、本件事案がこれに匹敵するためには、速度が時速約一六〇km程度になるか、一三秒にわたって前方を見ていなかったことが必要であるとした。すなわち、最高裁及び原判決の「相当程度の酩酊状態」+「相当程度の酩酊状態が理由」としか考えられない運転の異常性¹¹危険運転致死傷罪とする判断枠組みに対し、弁護人は、そもそも「相当程度の酩酊状態」ではなかったこと、「ながらスマホ」はアルコールと無関係に日常的に行っていたうえ「よそ見」の時間も四、五秒程度で「運転の異常性」が否定されることから、危険運転致死傷罪は成立しないと主張したのである。

一方、検察官は、弁護人の主張に対し、答弁書において「被

告人は、『ある程度の直進道路で車の量も少なかったら、二〇秒くらいスマホばかりに注意が行きながら運転することはある。』と供述する一方、『これまでの運転時は、主に長い直進道路、時間帯は朝早くなどのときにスマートフォン画面を見ていた。二〇秒間とか非常に長い時間画面を見ているということとはなかった。画面を見るとときでも、時折前を見て衝突しないよう注意しながら運転していた。今まで実際に事故を起こしたことはない。前方確認の仕方について、普段は二、三秒とかで、人通りが少なめとか車の交通量が少なめと感じたらちよつと長めに見ちゃっている。』旨具体的に供述しているものであって、これまで被告人が実際に事故を起こしていないことに鑑みても、後者の供述の方が信用できる。被告人のこれまでの日常的な『ながらスマホ』と本件での運転態様は全く異なるものである。』と主張した。さらに、被告人は二度顔を上げているから継続した「よそ見」の時間は四、五秒程度との弁護人の主張に対しても、被告人の顔を上げたときの態様についての「『一瞬』、『ちらつと』と表現し、しかも『歩行者の確認については全く意識していなかった』という……供述からすると、被告人は、顔を上げたとは言っても、文字通り顔を上げる動作をしたにすぎず、その動作が前方の安全

を確認するものであったと評価することは到底できない。』と主張した。これに対し、弁護人は、被告人質問における被告人の動作を主観的・感覺的に「一秒程度」「瞬間的な時間」などと事実認定しており、刑法第三二七、三一八条に反していると主張した。

第三は、懲役二年という量刑についてである。多数死亡の危険運転致死傷事件の量刑は懲役二〇年近辺に集中するが、それでも、二〇年を超えた懲役二年という量刑は、過去に前例のない重いものであった。

原判決は、「被害の大きさだけをとってみても、アルコールの影響による危険運転の類型の中で、これまでの例を相当上回る重みがあると考えられるし、しかもひき逃げまでしているのであるから、被告人が被害者や遺族に謝罪していることなどを考えても、懲役二年とするのが相当である」とした。

これに対し、弁護人は控訴趣意書において、いったんは逃走した被告人が自ら事故現場に戻り一一〇番通報をして身柄確保を待っていたことは、実質的な自首として被告人の反省悔悟を示すものであるから、これを情状として考慮すべきであるし、危険運転致死傷罪の成立を認めたとしても、懲役二年は重きに失して不当で、被告人は控訴をしたことを選択

料に悩みながらも厳しい評価を受け止めて反省悔悟を深めてい
るなどと主張した。

資 一方、検察官は、被告人の一一〇番通報は事故から約一八
分経過した時点であって、この間、知人らに電話をかけ、コ
ンビニエンスストアでたばこを購入するなど、自らの行為の
重大性を全く顧みない行動をしており、刑を減輕する事情と
は認められないと主張した。

【判旨】

控訴棄却。

「供述調書によれば、被告人が、顔を上げたときに視線を向
けた方向等について、自己の動作を交えながら、『ちらつと一
瞬こう見る感じでした』などと述べ、その供述に引き続いて、
……『ちらつと』というのは、今本当に一秒あるかないかくら
い』と……被告人がそれを肯定する応答をしたことが明らか
である。……被告人がスマートフォン画面から顔を上げた
際の動きについて、原裁判所が、その動作の開始から終了ま
での時間がせいぜい一秒程度である旨の事実を認定するため
に被告人質問で示された動作を用いたことは、証拠に基づか
ない事実認定に当たらないといふべきである。

……自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に關
する法律二条一号にいう『アルコールの影響により正常な運
転が困難な状態』とは、アルコールの影響により道路交通の
状況等に応じた運転操作を行うことが困難な心身の状態をい
い、アルコールの影響により前方を注視してそこにある危険
を的確に把握して対処することができない状態もこれに当た
ると解される。そして、その判断に当たり、事故の態様のほ
か、事故前の飲酒量や酩酊状況、運転状況、事故後の言動、
飲酒検知結果等を総合的に考慮すべきである（最高裁判平成二
一年（あ）第一〇六〇号同二三年一〇月三十一日第三小法廷決
定・刑集六五巻七号一一三八頁参照）。

……幅員が狭く補車道の区別がないなどの本件道路の状況
や日中の時間帯であったことなどを踏まえると、正常な注意
力や判断力を保持している運転者であれば、スマートフォン
の画面を見ながら自動車を運転するだけで、あえて危険な運
転をしているという自覚を伴うはずであるから、運転中に、
進路前方に車両や人等が存在しないか、それらに自車を衝突
させる危険がないかという危惧が念頭から離れないのが通常
といふべきである。しかるに、被告人は、時速五〇ないし六
〇キロメートル前後という相当な速度で自動車を走行させな

から、一五秒ないし二〇秒に及ぶ時間にわたり、ほぼ進路前方を見ることなく下を向き続けていたものであり、相当な時間にとわり、自分が負傷する危険等を含め、交通事故を発生させる危険性に対する配慮がおよそ念頭から抜け落ちていたものと見るほかない。このように、正常な状態にある運転者として通常は考えがたい運転態様の異常さからみて、被告人が、本件当時、アルコールの影響により、前方を注視してそこにある危険を的確に把握して対処することができない状態、すなわち道路交通の状況等に応じた運転操作を行うことが困難な心身の状態にあつたものと認められる。したがって、本件事故態様のほか、事故前の飲酒量や酩酊状況、事故前の運転状況、事故後の言動、飲酒検知結果等を総合的に考慮して、被告人が本件事故を起こした当時、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態にあつた旨の事実を認定した原判決の判断過程に不合理な点はなく、十分に首肯できるというべきである。また、被告人について、自己の酒酔いの程度や自ら行つた危険な運転行為等、運転の困難性を基礎づける事実の認識に欠けるところがなかつたことに基づき、危険運転致死傷に係る故意を認定した現判断も、是認することができる。そして、上記認定、判断に基づき、……危険運転

致死傷罪に該当するとした現判断にも誤りはない。

したがって、原判決に所論のような事実の誤認及び法令適用の誤りはない。論旨は理由がない。

……そして原判決が説示する量刑事情及びその評価は、是認することができる。……本件事案の罪質や犯情に照らすと、被告人の刑事責任は甚だ重く、アルコールの影響による危険運転致死傷の事案として、これまでの事例と同列に論じられない重みがあるとする原判決の評価を是認することができる。

そうすると、被告人が被害者や遺族に謝罪したことなど、原判決指摘の酌むべき事情のほか、所論の指摘するとおり、被告人が、事故の一八分ほど後に自ら一一〇番通報をして、まもなく検挙に応じたことに加え、原判決後に、被告人が改めて反省の姿勢を示したことを考慮しても、上記のような罪質や犯情等を踏まえると、検察官による求刑どおり、被告人を懲役二二年に処した原判決の量刑が、重すぎて不当であるとはいえない。論旨は理由がない。」

【評釈】

一 上述した争点の第一、すなわち酔いの程度について、本

料 判決は、「本件事故態様のほか、事故前の飲酒量や酩酊状況、事故前の運転状況、事故後の言動、飲酒検知結果等を総合的に考慮して、被告人が本件事故を起こした当時、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態にあった旨の事実を認定した原判決の判断過程に不合理な点はなく、十分に首肯できるといふべきである。」と判示し、検察官の主張を全面的に採用した。

最決平成二三年一〇月三一日刑集六五巻七号一一三八頁は、被告人が事故後一ℓの水を飲んだ状態で呼気アルコール濃度〇・二五mg/ℓであった事案について酩酊運転致死傷罪を適用しているところ、本件事案ではこの倍以上の同〇・五五mgであった。厚生労働省の単純酩酊のステージ区分⁴に照らしても、爽快期（血中アルコール濃度〇・二〜〇・四mg/ml）、ほろ酔い期（同〇・五〜一・〇mg/ml）、酩酊初期（同〇・一〜一・五mg/ml）、酩酊極期（同〇・一六〜三・〇mg/ml）、泥酔期（同三・一〜四・〇mg/ml）、昏睡期（同四・一mg/ml以上）のうち、血中アルコール濃度換算で一・一mg/mlとなる本件事案では酩酊初期に該当する。従って、少なくとも飲酒検知結果の呼気アルコール濃度の点から言えば、被告人は確実に酩酊運転の程度に至っていたと見ることができよう。もともと、アル

コール濃度はあくまでも目安の一つで、アルコール耐性には個人差があるため、酩酊運転であったかは、事故前後の状況を総合的に考慮して判断する必要があるが、上記の事故前の被告人の行動を考慮すると、酩酊運転であることを否定するのはやはり困難であったように思われる。

二 争点の第二、すなわち酩酊運転と死傷との因果関係のうち、とくに問題となった「よそ見」の時間について、本判決は、被告人質問で示された動作を用いたとしても証拠に基づかない事実認定には当たらないとし、「せいぜい一秒程度」との原判決の認定に「不合理な点は認められない」としたうえで、道路状況等から「正常な状態にある運転者として通常は考えがたい運転態様の異常さからみて、被告人が、本件当時、アルコールの影響により、前方を注視してそこにある危険を的確に把握して対処することができない状態、すなわち道路交通の状況等に応じた運転操作を行うことが困難な心身の状態にあったものと認められる。」と判示した。

本判決の判断は原判決、ひいては前掲最決平成二三年一〇月三一日を踏襲したものである。原判決は、一五〜二〇秒程度の「ながらスマホ」による「よそ見」運転は異常で、アル

コールの影響によるものとか考えられなかった。これに
対し、弁護士は、顔を上げる動作をしていた点考慮して「よ
そ見」の時間を分割すべきと主張した。しかし本判決ではこ
の主張は容れられず、従って「運転の異常性」の認定も揺る
がなかった。時速約五〇ないし六〇kmとされた被告人車の時
速を、仮に五〇kmとした場合の秒速は約一三・八九m、六〇km
とした場合は約一六・六七mとなる。本件道路では被害者を
一六〇メートル手前から視認できたから、被告人が五秒毎に
真に前を向いて「よそ見」を中断する前方注視をしたならば、
被告人は時速五〇kmであれば被害者に二回、時速六〇kmでも
最低一回は気づくことができ、従って事故を回避することは
容易であったはずである。にもかかわらず、被告人が衝突ま
で被害者の存在に気づいていなかった事実は、「運転の異常
性」の認定において当然に不利に作用することになる。そ
して、被告人が日頃から正常な状態で「ながらスマホ」運転
を行っており、アルコールの影響による事故ではなかったと
の弁護人の主張もまた、「よそ見」について「運転の異常性」
を認定されたことにより困難となったと言えよう。

三 争点の第三、すなわち量刑について、本判決は「本件事

案の罪質や犯情に照らすと、被告人の刑事責任は甚だ重く、
……これまでの事例と同列に論じられない重みがあるとする
原判決の評価を是認することができる。……被告人が、事故
の一八分ほど後に自ら一一〇番通報をして、まもなく検挙に
応じたことに加え、原判決後に、被告人が改めて反省の姿勢
を示したことを考慮しても、……被告人を懲役二二年に処し
た原判決の量刑が、重すぎて不当であるとはいえない。」とし
た。

危険運転致死傷罪の科刑の範囲は、危険運転致傷罪で懲役
一月から懲役一五年、危険運転致死罪で懲役一年から懲役二
〇年といずれも広い。そして本罪の量刑相場は、格別の事情
がなければ、死亡者一名の事案では懲役四〜五年前後が一般
的であり、これは従来の業務上過失致死罪の相場の二倍程度
であること、死亡者一名の傷害致死罪の量刑相場が懲役四年
から五年であることからして、均衡はとれているとの指摘が
ある。もつとも、無保険であるなどして被害弁済が不確実で
あったり、無免許、前科、危険運転の内容が特に悪質である
などの格別の事情がある場合には、一名死亡事案であっても
懲役七〜一〇年が選択される傾向にある。⁽⁸⁾これに対し、被害
者が多数死亡した事案では、危険運転致死傷罪単独での法定

料 刑の上限である、懲役二〇年近辺に量刑が集中する傾向にある。⁹⁾

資 本件と被害の程度に近い酩酊運転致死傷事件である前掲最

決平成二三年一〇月三十一日は、三名(当時一歳、三歳、四歳)が溺死、運転者(当時三三歳)及びその妻(当時二九歳)が負傷(ともに加療約三週間を要する全身擦過傷等)し、ひき逃げ後に発覚は必至の状況で自首が成立した事案であったところ、量刑は懲役二〇年であった。本件の被害者数は死亡者三名、負傷者一名でこれとほぼ同等であるが、負傷の程度は非常に重い。さらに死傷した被害者らの年齢等に鑑み予想される慰謝料、逸失利益等の民事上の損害額をも考慮すれば、本件の被害は一部において上回ることもある。呼気アルコール濃度も本件では倍以上で、本件の被告人が自ら一一〇番通報をして検挙に応じた点も、最決平成二三年一〇月三十一日において自首が成立していた点を考慮すると、同決定と比較して刑を軽くする事情とはならないであろう。これらの点に鑑み、本判決が懲役二二年を選択したのは妥当であるように思われる。

(1) 読売新聞平成二六年一一月一四日東京朝刊道社A面三五

頁。

(2) 危険運転致死傷罪は基本犯となる道交法の罪と法条競合の

関係にあり、重い危険運転致死傷罪のみが成立する(西田典之『刑法各論』(第六版・二〇二二年)五四頁、大谷實『刑法講義各論』(新版第四版・二〇一三年)四六頁)ただし同『刑法講義各論』(新版第四版補訂版・二〇一五年)五五頁以下では当該記述が削除されている)、高橋則夫『刑法各論』(第二版・二〇一四年)八一頁。従って、酩酊運転致死傷罪が適用される場合には、道交法上の酒酔い運転罪は適用されない。

(3) 原判決の詳細については、拙著「アルコールを身体に保有した状態でスマートフォン画面を注視しながら自動車を運転し、歩行者四名に衝突して三名を死亡、一名を負傷させた事案について、危険運転致死傷罪の成立を認め懲役二二年を言い渡した事例(小樽飲酒ひき逃げ事件第一審判決)」北海道大学法学研究五一巻三号一三一頁参照。

(4) <http://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/dictionary/alcohol/ya020.html>

(5) 呼気中アルコール濃度(mg/l)≡5×血中アルコール濃度(%)≡0.5×血中アルコール濃度(mg/ml)である。

(6) 原田國男『量刑判断の実際』(第三版・二〇〇八年)三九三頁は、平成一四・一五年の判例を多数参照したうえで、「誤解を恐れず、極めて大雑把にいえば、求刑が懲役六年で、判決は懲役四年が多く、……当面懲役四年前後が標準科刑であるといえよう。」とする。東京地八王子支判平成一九年三月二

二日(判例集未登載)(制御困難運転致死罪、死亡者一名、懲役六年)、名古屋高判平成二二年七月二七日高検速報七三七号(赤信号無視運転致死罪、死亡者一名、懲役五年)、東京高判平成二二年九月二八日東高刑報六一卷二二七頁(制御困難運転致死罪、死亡者一名、負傷者二名、懲役三年)等の近年の判例に鑑みるに、この量刑相場は現在においても大きな変化はないと言つてよいであろう。

(7) 原田『裁判員裁判と量刑法』(二〇一一年)二四九頁。

(8) 仙台地判平成一八年一〇月三日(判例集未登載)(酩酊運転致死罪、懲役七年)、最判平成二〇年一〇月一六日刑集六二卷九号二七九七頁(赤信号無視運転致死罪、懲役一〇年)、大阪地堺支判平成二二年七月二日(判例集未登載)(酩酊運転致死罪、懲役七年)、札幌地判平成二四年六月八日(判例集未登載)(酩酊運転致死傷罪、死亡者一名、負傷者二名、懲役一〇年)など。

(9) 原田『裁判員裁判と量刑法』二五〇頁。近年の判例の量刑動向については、拙著・前掲評釈一三九頁以下参照。